

災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付要綱

第1条 通則

災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2条 目的

災害時業務継続地区整備緊急促進事業は、都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区において、災害時の業務継続の確保に資するエネルギーの面的ネットワークの整備に必要な補助を行うことにより、エネルギーの自立化・多重化を図り、都市の防災性向上を緊急に促進することを目的とする。

第3条 定義

この要綱において、災害時業務継続地区整備緊急促進事業（以下「補助事業」という。）とは、エネルギーの自立化・多重化に資する複数街区にまたがるエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される地区（以下「業務継続地区」という。）の整備に際し行う次の各号に掲げる事業をいう。

一 計画策定支援

業務継続地区の整備にかかる計画の策定を行う事業

二 コーディネート支援

業務継続地区の整備及び都市再生特別措置法（平成28年法律第72号）第45条の21に規定する非常用電気等供給施設協定（以下、「非常用電気等供給施設協定」という。）の締結に向けて関係者の合意形成を図るために必要な調査検討等を行う事業

三 施設整備事業支援

業務継続地区に必要な施設の整備（エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等）を行う事業

第4条 施設整備事業計画の策定及び認定

- 1 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、法律に規定する協議会又は民間事業者等は、前条第三号に定める施設整備事業の実施に関する計画（以下、「施設整備事業計画」という。）を策定す

- ることができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
- 2 都道府県が施設整備事業計画を策定する場合にあっては、関係市町村の意見を聴かなければならない。
 - 3 施設整備事業計画には、施設整備事業の実施に関する次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 エネルギー供給対象区域とその面積
 - 二 エネルギー供給事業者
 - 三 エネルギー供給システムの概要（エネルギーの面的利用の概要、エネルギー供給施設、供給対象建築物等について記載すること。）
 - 四 災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保を含むエネルギーの供給方針及びエネルギー面的ネットワークの活用担保のための地区計画、建築協定等の活用の検討状況
 - 五 エネルギー供給事業の実施体制
 - 六 エネルギー供給施設位置図（第一号の供給対象区域図上に記載すること。）
 - 七 エネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保の状況
 - 八 エネルギー供給開始の予定時期
 - 九 前号までに定めるエネルギー供給を実施する上で必要となる施設整備の概要（施設整備事業支援の対象とする施設整備を明示すること。）
 - 十 前号の施設整備にかかる事業の期間（施設整備事業支援の対象とする施設整備にかかる事業の期間を明示すること。）
 - 十一 第九号の施設整備を行う者（施設整備事業支援の対象とする施設整備を行う者を明示すること。）
 - 十二 第九号の施設整備の概算事業費（施設整備事業支援の対象とする施設整備の概算事業費を明示すること。）
 - 十三 第一号で規定する区域において市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者とのエネルギー供給に関する調整状況
 - 十四 エネルギー供給事業の資金計画（第九号に定める施設整備に関するものを含む。）
 - 十五 その他必要な事項
 - 4 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、施設整備事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件（前項第十一号の施設整備事業支援の対象とする施設整備を行う者が、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構である場合は第一号から第八号に定める全ての要件）に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。
 - 一 以下のいずれかに該当する地区で実施されること
 - イ. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備

地域、又は、1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅周辺(駅から半径1kmの範囲内)にある地区であって、供給先に災害対策基本法(昭和36年11月法律第223号)第2条第5項に規定する指定公共機関及び同条第6項に規定する指定地方公共機関の施設(以下、「指定公共機関等の施設」という。))、「医政発0321第2号災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年厚生労働省医政局長通知)に規定する災害拠点病院(以下、「災害拠点病院」という。))、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設のうち一以上を含む地区

ロ. 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項に規定する立地適正化計画(同条第2項第三号に規定する都市機能誘導区域(以下「都市機能誘導区域」という。))及び同条第2項第二号に規定する居住誘導区域(以下「居住誘導区域」という。)を定めた立地適正化計画に限る。以下「立地適正化計画」という。)に基づく都市機能誘導区域内に存し、かつ、事業について都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第7条第1項に規定する低炭素まちづくり計画に記載された地区内にあり、供給先に地方公共団体の本庁舎と、指定公共機関等の施設、災害拠点病院のうち一以上を含む、災害発生時における対応の拠点となるべき地区

二 施設整備事業計画に定めるエネルギー供給対象区域において、市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者に対して、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向の確認を行った上で施設整備事業を実施しようとする事

三 エネルギー供給の希望意向を示した事業者の市街地開発の動向を踏まえ、前項第八号のエネルギー供給開始の予定時期が適切なものとなっている事

四 施設整備事業の実施に合わせて、エネルギー面的ネットワークの活用担保のための地区計画、建築協定等の活用について検討を行っている事

五 供給区域におけるエネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保が確認される事

六 施設整備の概算事業費が妥当である事

七 エネルギー供給事業の実施体制が適切なものとなっている事

八 エネルギー供給事業の資金計画が妥当なものとなっている事

九 前項第九号の施設整備事業支援の対象とする施設整備が公共空間に整備され、かつ、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向を示す者に対して、供給可能な(又は将来的に可能な)施設となっている事

5 国土交通大臣は、前項第五号から第九号の要件に該当するか否かについて判断するにあたっては、予め、学識経験者の意見を聴くものとする。

6 国土交通大臣は、施設整備事業の構想段階において、第4項第五号から第九号の要件に該当する

か否かについて、施設整備事業の実施前で、かつ、事業計画の詳細検討が進んだ段階で学識経験者の意見を聴き、再度確認を行うことを前提として、第4項に定める認定を行うことができる。なお、再確認の結果、要件に該当しないことが明らかになった場合は、施設整備事業支援の実施に要する経費に対する国の補助を行わないものとする。

- 7 国土交通大臣は、第4項の規定により施設整備事業計画の認定をしたときは、補助事業者に通知するものとする。
- 8 前各項の規定は、施設整備事業計画を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

第5条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、地方公共団体又は法律に規定する協議会に対し、第3条第一号に掲げる事業に要する経費の一部を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は法律に規定する協議会に対し、第3条第二号に掲げる事業に要する経費の一部を補助することができる。
- 3 国は、予算の範囲内において、第3条第三号に掲げる事業にあつては、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、法律に規定する協議会又は民間事業者等に対し、前条第4項の規定により国土交通大臣が認定した施設整備事業計画に位置づけられる事業に要する経費の一部を補助することができる。
- 4 国は、地方公共団体が民間事業者等に対して、第3条のうち第二号に掲げる事業又は国土交通大臣が認定した施設整備事業計画に位置づけられる第三号に掲げる事業に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その経費の一部を補助することができる。

第6条 補助対象

補助金の交付の対象は、前条に定める地方公共団体等が行う次の各号に掲げる事業の実施に要する経費とし、平成32年度までの予算措置(但し、平成31年度までに事業を開始したものに限り)とする。

一 計画策定支援

第4条に定める施設整備事業計画の策定に要する経費（施設整備事業計画に必要な調査等を含む。）。

二 コーディネート支援

業務継続地区の整備及び非常用電気等供給施設協定の締結に向け、行政、民間事業者、土地所有者、住民その他関係者の合意形成を図るために必要な、導入システム代替案の検討調査や需要予測調査等に要する経費

三 施設整備事業支援

事業計画区域内における、エネルギーの面的利用に資する施設整備（エネルギー供給施設・ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等）に要する経費

第7条 補助金の額

- 1 前条のうち、第一号及び第二号に掲げる事業については、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は法律に規定する協議会が実施する事業にあつては、補助金の交付の対象となる事業の実施に要する経費（以下、「補助対象事業費」という。）を補助基本額とし、地方公共団体が民間事業者等に補助する事業にあつては、補助対象事業費のうち当該地方公共団体が民間事業者等に補助する経費、又は補助対象事業費の3分の2のいずれか低い額を補助基本額とし、補助金の額は予算の範囲内において補助基本額の2分の1以内とする。
- 2 前条のうち、第三号に掲げる事業については、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は法律に規定する協議会が実施する事業にあつては、補助対象事業費を補助基本額とし、民間事業者等が実施する事業（地方公共団体が民間事業者等に補助する事業を除く）にあつては、補助対象事業費の23.0%を補助基本額とし、地方公共団体が民間事業者等に補助する事業にあつては、補助対象事業費の23.0%のうち当該地方公共団体が民間事業者等に補助する経費、又は補助対象事業費の3分の2のいずれか低い額を補助基本額とし、補助金の額は予算の範囲内において補助基本額の5分の2以内とする。
- 3 前項の補助金の交付額の総額は、施設整備事業計画あたり20億円を上限とする。

第8条 監督等

国土交通大臣は、地方公共団体等に対し、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第9条 その他

この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施について必要な事項は、国土交通省都市局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 施行期日
本要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 経過措置

本要綱の施行（平成27年4月9日）の日から平成28年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が補助事業を実施する場合は、第4条第4項第一号ロの「都市機能誘導区域」は、平成28年度中に都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること、平成30年度中に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、「都市機能誘導区域見込み地」との読み替えが可能なものとする。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 経過措置

本改正要綱の施行（平成28年4月1日）の日から平成30年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域のみを定めている市町村で補助事業を実施する場合は、平成30年度末までに居住誘導区域を立地適正化計画に定めることが確実と見込まれる場合には、補助事業の実施が可能なものとする。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成28年9月1日から施行する。